

平成27年度中小企業支援計画（案）

I. 中小企業・小規模事業者を取り巻く環境と課題

「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の三本の矢からなるアベノミクスによって、日本経済の固定化されたデフレ予想は払拭され、日本経済はプラス成長へと転換し、経済状況は改善傾向にある。例えば、有効求人倍率が約22年ぶりの高水準を記録する、あるいは、日銀短観（業況判断指数）が平成25年12月よりプラスを維持するなど、アベノミクスの効果が表れつつある。

一方、中小企業・小規模事業者の景況も改善しているものの、消費税増税後の平成26年4月以降は弱さが見られることや、円安による原材料仕入価格の上昇による中小企業の収益圧迫、大企業を中心とした雇用環境の改善や東京一極集中による人材確保難など、地方や中小企業が相対的に厳しい状況にある。全国385万の中小企業、中でもその9割を占める小規模事業者は、地域の経済や雇用を支える極めて重要な存在であり、全国津々浦々の事業者に経済の好循環の波を行き届かせ、景気回復を実感させることが必要である。そのため、地域活性化に向けた中小企業・小規模事業者の活動を支援していくこと、また、それらの支援が有効に使われるよう、きめ細かな支援体制を構築することが重要である。

こうした環境の中で、中小企業・小規模事業者を支援する政策は大きく6つの課題に直面している。

第一に円安による原材料・エネルギーコスト高などへの対応である。円安による輸入価格の高騰は、原材料価格等の上昇を通じてマイナス影響を及ぼしている。原材料やエネルギーコストの増加については価格転嫁できない中小企業・小規模事業者の経営を圧迫しており、適正な取引が行われるよう支援を行う必要がある。また、立場の弱い中小企業・小規模事業者が消費税率引上げ分を適切に転嫁できるよう、引き続き、転嫁対策を行う必要がある。

第二にイノベーションの推進である。中小企業・小規模事業者が、世界市場も視野に入れた競争を勝ち抜いていくためには、これまでのビジネスの殻を破り、創意工夫を活かしたイノベーションを起こしていくことが極めて重要であることから、イノベーションの推進を支援する必要がある。

第三に地域の中小企業・小規模事業者の活性化である。大都市圏と比較し、地域の中小企業・小規模事業者が雇用などの面において地域経済に占める割合は非常に高い。また、大都市一極化が進む昨今、地域経済の活性化が急務である点を踏まえて、地域の中小企業・小規模事業者の活力を引き出す施策に取り

組む必要がある。

第四に小規模事業者支援策の強化である。平成26年の通常国会において「小規模企業振興基本法」を制定し、地域の経済や雇用を支える小規模事業者を正面から支援する体制を整備した。好循環の流れを加速させるためにも、引き続き、小規模事業者に対する支援を強化する必要がある。

第五に創業・事業承継の促進である。企業の新陳代謝を進めるため、開廃業率10%台を目標に掲げており、引き続き、創業を促進する必要がある。あわせて、中小企業・小規模事業者の経営者の高齢化等が進む中、事業承継を契機とした既存事業からの撤退と新事業展開（第二創業）の促進などを支援する必要がある。

第六に被災地の復旧・復興である。東日本大震災から4年が経過したが、今なお、土地の嵩上げ工事の遅れなどを背景として復旧が遅れている中小企業・小規模事業者や、原子力災害にかかる風評被害等により十分な販路が確保できず、事業の継続が危ぶまれる事業者が存在している。こうした被災地の状況を鑑み、原子力災害を含む震災からの復旧・復興が一日も早く進むように、引き続き、施設・設備の復旧や新分野需要開拓を見据えた新たな取組等のハード面での支援に加え、事業活動の再開から売上げの安定に至るまでのソフト面での支援を講じることが必要である。

以上の課題に対し、適切な支援施策を講じることで、中小企業・小規模事業者の成長や持続的発展に万全を期していく。

II. 中小企業・小規模事業者の支援に関する基本方針

前述の中小企業・小規模事業者政策の課題・現状認識を踏まえつつ、支援体制の充実を取り組むべき課題の中心に据え、その上で、小規模事業者支援の体制整備、事業者への更なる浸透を図ることとする。

支援体制の充実に向けては、まず、中小企業・小規模事業者の経営課題が複雑化・多様化する中、事業の各段階に応じた経営課題・支援ニーズにワンストップで対応できる支援体制の構築が必要である。そのため、中小企業・小規模事業者等からの売上拡大等の様々な経営相談に対して、地域の支援機関等とも連携しながら対応するワンストップ相談窓口として、「よろず支援拠点」を平成26年6月に各都道府県に整備し、これまでに約6万件の相談に対応した。平成27年度も、自治体、金融機関、商工会・商工会議所等との積極的な連携による相談案件の相互紹介や広報活動などを通じた更なる支援体制の充実に向け、実態把握や関係団体への働きかけ等に取り組む。

また、中小企業経営力強化支援法に基づき、平成24年8月に創設された認定経営革新等支援機関（以下「認定支援機関」という。）をこれまでに23、

367機関（平成27年2月3日時点）認定し、事業計画策定支援等を通じた専門性の高い支援の担い手の裾野の拡充を図ってきた。

平成27年度においても、優良事例や活動事例の普及や認定支援機関検索データベースの充実等を通じ、①支援業務の活動促進及び質の向上、②他の支援機関との連携促進、③各認定支援機関の特徴（得意分野等）の積極的な発信、などに取り組んでいく。

さらに、小規模事業者の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成26年の通常国会において成立した小規模企業振興基本法に基づいて「小規模企業振興基本計画」を平成26年10月に定めた。同計画においても「地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備」を柱の一つとしており、支援機関全体のレベルアップや各機関の緊密な連携を強化するなど、支援体制の補強を図る。

このように国は「よろず支援拠点」や認定支援機関、商工会・商工会議所等の支援体制の整備、強化を進める。都道府県（政令で指定する市を含む。）や独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）においても、これらの支援機関に対する積極的な支援や情報提供・助言等の協力、個別の事業者支援に際しての連携等を行うことが求められる。また、各省庁や自治体の施策を組み合わせ、適切な支援に取り組むことが求められる。

なお、本支援計画の策定に当たっては、国、都道府県及び中小機構が、「対話と協力」という基本的な考え方の下で情報交換を行い、それぞれの施策について理解を深め、適切な役割分担の下で緊密に連携し、施策の効果の最大化を目指すことが重要である。

本支援計画をもとに、都道府県において地域の特性を踏まえた多様な取り組みが行われていくことを考えれば、「対話と協力」の重要性は引き続き高まっていくものである。

Ⅲ. 国の事業

1. 事業の実施体制

国においては、国の各支援事業の実施に当たって、都道府県、中小機構の支援事業と適切な役割分担の下で緊密に連携し、「よろず支援拠点」や認定支援機関、商工会・商工会議所等を有効活用しつつ、中小企業・小規模事業者の経営課題にきめ細かく対応する。また、支援事業の実施状況や成果を把握して、その効果を検証することでPDCAサイクルを構築し、不断の見直しを行う。加えて、支援を受けた事業者や支援機関などから意見を聴き、中小企業・小規模事業者にとってより利用しやすい事業となるよう、努める。

2. 事業の概要

平成26年度補正予算や平成27年度予算に基づく各支援事業を、上記の観点で踏まえて、以下のとおり実施する。

(1) 円安による原材料コスト高や、消費税率引上げに伴う監視・取締り体制

①消費税転嫁対策窓口相談等事業

37.4億円(26年度補正)

消費税率の引上げや制度変更の円滑な実施のため、中小企業団体等と連携して、講習会・フォーラムの開催、相談窓口の設置や巡回指導型専門家派遣を通じたきめ細かいサポート、パンフレット等による周知等を行い、併せて、軽減税率等に関する各種調査を実施する。

②消費税率引上げに伴う取引状況監視・検査の徹底

38.7億円

消費税の円滑かつ適正な転嫁を行うため、悉皆的な書面調査を実施するなど、転嫁対策調査官474人体制で積極的な情報収集を行い、監視・取締りを実施する。

(2) 中小企業・小規模事業者のイノベーション推進

①ものづくり・商業・サービス革新事業

1,020.4億円(26年度補正)

国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため、革新的な設備投資やサービス開発・試作品の開発を行う中小企業を支援する。

②革新的ものづくり産業創出連携促進事業

128.7億円(新規)

(ア) 戦略的基盤技術高度化支援事業

「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」(平成18年法律第33号。以下「中小ものづくり高度化法」という。)の計画認定を受けた中小企業・小規模事業者が大学、公設試等の研究機関等と連携して行う、研究開発等に関する取組を支援する。

(イ) シーズ活用研究開発事業

中小企業・小規模事業者と大学等とのライセンスを加速するため、新事業につながる技術開発を支援する。

③商業・サービス競争力強化連携支援事業

9.09億円(新規)

中小企業・小規模事業者が、産学官連携して行う新しいサービスモデルの

開発等を支援する。

④特許等取得活用支援事業

18.8億円

中小企業等が企業経営の中でノウハウを含めた知的財産活動が円滑にできるよう中小企業におけるアイデア段階から事業展開までの知的財産権に関する悩みや課題をその場で解決するため、都道府県ごとに知的財産に関する相談を一元的に受け付ける専門の相談窓口（「知財総合支援窓口」）を設け、同窓口で解決を支援する専門人材を配置してワンストップで解決支援を行う。

⑤中小企業等外国出願支援事業

6.3億円

中小企業の戦略的な外国出願を促進するため、外国への事業展開等を計画している中小企業による外国出願（特許、実用新案、意匠、商標に関する出願をいう。以下同じ。）を支援する。

なお、地域団体商標の外国への出願については、中小企業のみならず、商工会、商工会議所、NPO法人についても支援する。

⑥日本発知的財産活用ビジネス化支援事業

5.6億円（新規）

中堅・中小企業の知的財産を活用した外国でのビジネス展開の促進を支援するため、中堅・中小企業者が外国へのビジネス展開等にあたり行う産業財産権の活用に係る取組を支援する。

⑦中小企業等特許情報分析活用支援事業

1.4億円

中小企業等にとって、技術的専門性が高く、また、費用負担が重い先行技術調査について、「研究開発」、「出願」及び「審査請求」の各段階のニーズに応じた包括的な支援を行う。

⑧中小企業等海外侵害対策支援事業

1.2億円

中小企業の海外での適時適切な権利行使を促進するため、独立行政法人日本貿易振興機構を通じて、模倣品による権利侵害や知財侵害により訴えられる海外での中小企業等の知財侵害リスクへの対策費用を支援する。

⑨中小企業知財金融促進事業

1. 0億円（新規）

中小企業の保有する特許等の知的財産を評価することが困難な金融機関のために、融資を検討している中小企業の知的財産を活用したビジネスの評価書の無償提供等を実施し、知的財産に着目した融資を促進する。

(3) 地域の中小企業・小規模事業者の活性化

①中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業

39. 0億円

地域の支援機関と連携しながら、売上拡大や資金繰り等の様々な経営課題に対して、ワンストップで対応する「よろず支援拠点」を各都道府県に整備するとともに、個別具体的な経営課題に対応するために専門家派遣を実施することを通じて、中小企業・小規模事業者の活性化を図る。

②ふるさと名物応援事業（JAPAN ブランド育成支援事業）

16. 1億円の内数（新規）

中小企業・小規模事業者の新たな海外販路の開拓につなげるため、複数の中小企業・小規模事業者が協働し、自らの持つ素材や技術等の強みを踏まえた戦略の策定支援を行うとともに、それに基づいて行う商品の開発や海外展示会出展等の取組に対する支援を実施する。

③ふるさと名物応援事業（ふるさと名物支援事業）

40. 0億円の内数（26年度補正）

16. 1億円の内数（27年度当初）（新規）

中小企業・小規模事業者が、地域資源活用や事業者連携により行う商品・サービスの開発等の取組を支援する。

④ふるさと名物応援事業（地域資源海外販路開拓支援事業）

40. 0億円の内数（26年度補正）

地域資源を活用した中小企業・小規模事業者の海外展開を促進させるため、国内外の専門家等を活用して行う地域資源の磨き上げなどの取組を支援する。

⑤中小企業連携組織対策推進事業

うち、指導機関等関連事業及び中小企業活路開拓調査・実現化事業

7. 1億円の内数

個々の経営資源に限界のある中小企業・小規模事業者にとって連携して事業活動を行うことが有効であり、そのため、中小企業連携組織支援の全国組織である全国中小企業団体中央会が実施する、各都道府県中小企業団体中央

会で連携・組織化を現場で推進する指導員等に対する研修会の開催等や、中小企業・小規模事業者が単独では解決困難な問題に取り組む中小企業組合等への助成事業などについて支援する。

⑥中小企業・小規模事業者人材対策事業

60.1億円(26年度補正)

10.0億円(27年度当初)(新規)

(ア)地域中小企業・小規模事業者人材確保等支援

地域の中小企業・小規模事業者のニーズを把握して、地域内外の若者・女性・シニア等の多様な人材から地域事業者が即戦力として必要とする人材を発掘し、地域事業者への紹介・定着までを一貫支援する。また、人材を発掘し、地域事業者とのマッチングを行う民間企業等の能力向上を図る。

(イ)地域中小企業人材バンク事業

地域の中小企業・小規模事業者のニーズを把握して、都市部の若手人材等を発掘し、地域事業者とのマッチングを行うUIJターン人材拠点を整備する(全国5箇所程度)。また、都市部の拠点、関係機関と連携し、地域の中小企業・小規模事業者の魅力を発信するとともに、都市部で発掘したUIJターン人材の地域事業者への定着支援を実施する。

(ウ)地域企業人材共同育成事業

地域の中小企業・小規模事業者が集まり、単独では実施できない人材育成を共同で進めることを支援する。

(エ)ものづくり中核人材育成

ものづくり中小企業・小規模事業者の現場で働く人材に対して講習等を行うことにより、ものづくり中小企業・小規模事業者の中核を担う人材の育成を支援する。

(オ)カイゼン指導者育成事業

カイゼン活動の指導者を育成するための研修を実施して製造現場等に派遣することにより、中小企業・小規模事業者のものづくり現場等を支える人材育成を支援する。

⑦小規模事業者等人材・支援人材育成事業のうち

中小サービス業中核人材の育成支援事業

4.5億円の内数

(ア)次世代経営人材育成

中小サービス事業者の次世代の経営を担う人材に対し、他企業及び他地域での一定期間の勤務機会を提供する際の費用の一部を支援する。

(イ)地域コーディネーター人材育成

地域の魅力を掘り起こし、これをいかして、関係者(事業者、行政、教育機関等)を巻き込んで地域づくりを行う人材に対し、他企業及び他地域での一定期間の勤務機会を提供する際の費用の一部を支援する。

⑧認定支援機関による経営改善計画策定支援

(申請期限の撤廃)

認定支援機関が、中小企業・小規模事業者に対して、経営改善計画の策定や金融機関調整、フォローアップ等を支援し、事業者の経営改善を促進する。

⑨中小企業再生支援協議会事業

44.8億円

各都道府県に設置されている中小企業再生支援協議会において、財務上の問題を抱えた中小企業・小規模事業者や事業引継ぎを行おうとする中小企業・小規模事業者に対して、支援を行う。

⑩中小企業再生支援協議会事業における抜本再生加速事業

18.0億円(26年度補正)

中小企業再生支援協議会が中小企業・小規模事業者に対して抜本的な再生に向けた支援を行う。

⑪経営者保証ガイドラインの周知・普及事業

1.0億円(新規)

「経営者保証に関するガイドライン」では、
(ア) 法人と個人が明確に分離されている場合などに、経営者の個人保証を求めないこと、
(イ) 多額の個人保証を行っていても、早期に事業再生や廃業を決断した際に一定の生活費等を残すことなどを検討すること、
(ウ) 保証債務の履行時に返済しきれない債務残額は原則として免除すること、などが定められている。

このガイドラインに基づき、経営者保証を提供せずに資金調達をしたり、個人保証債務の整理を実施することが可能となるよう、専門家派遣等を通じてガイドラインの周知・普及を実施する。

⑫地域商業自立促進事業

23.0億円

少子・高齢化や外国人への対応、創業支援など、社会構造の変化の中で商店街が中長期的に発展していくための取組を支援する。

⑬企業取引情報等による地域活性化事業

5.0億円(26年度補正)

2.2億円(27年度当初)(新規)

この事業では、「地域経済分析システム」の運用、データの更新及びユーザーの要望を踏まえた改良を行う。また、各省庁の公的統計データに加え、新たな民間データの追加や機能の強化に取り組む。

(4) 小規模事業者支援策の強化

①小規模事業者支援パッケージ事業

252. 2億円(26年度補正)

小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって取り組む各種販路開拓や、商工会・商工会議所の伴走型支援の推進等、小規模事業者支援策をパッケージで実施する。

②小規模事業者対策推進事業

46. 5億円

(ア) 伴走型小規模事業者支援推進事業

商工会・商工会議所が小規模事業者支援法(平成5年法律第51号)に基づき実施する「経営発達支援計画」の策定に当たって実施するマーケティング調査等の費用や、認定を受けた「経営発達支援計画」に基づく小規模事業者の事業計画の策定・実施支援の費用を支援し、商工会・商工会議所の伴走型の小規模事業者支援を推進する。

(イ) 地域力活用新事業創出支援事業

各地の商工会・商工会議所等を通じて、地域資源を活用した新製品開発、全国的な販路開拓など、地域の小規模事業者が、全国規模のマーケットを狙って新事業を展開する取組みを支援する。また、各地の商工会・商工会議所を通じて、上記取組の中核となる人材を養成し、小規模事業者や地元自治体等が一体となって行う、まちづくり・むらおこし、コミュニティビジネス等の取組みを含めた地域一帯となった事業展開を支援する。

(ウ) 指導事業

商工会及び商工会議所が小規模事業者に対して行う経営改善普及事業を円滑かつ効果的に実施するため、全国商工会連合会及び日本商工会議所が商工会等に対して行う指導や情報の収集及び提供等に係る事業に対して支援する。

③小規模事業者等人材・支援人材育成事業のうち小規模事業者支援人材育成事業

4. 5億円の内数

小規模事業者を支援する経営指導員等が、個々の小規模事業者の強みを分析し、その強みに応じた対策を提案・実行できるようにするため、全国各地で研修を行うとともに、特に先進的な支援機関において、経営支援等のノウハウを体得する機会を提供。

④小規模事業者統合データベース整備事業

2. 0億円(新規)

中小機構に整備した統合データベースに、支援機関等が保有する情報を統合し、その分析を通じて、小規模事業者の経営課題に応じた支援施策の検討や支援情報の提供を行うための体制を整備する。

⑤下請中小企業・小規模事業者自立化支援事業

5. 0億円

親事業者の生産拠点が閉鎖または、閉鎖が予定されている地域の下請小規模事業者等が行う、新分野への進出等による取引先の多様化のための設備導入・展示会出展等の費用の一部を補助する。

また、下請中小企業グループが、メンバー相互の経営・技術のノウハウを活用して行う、下請構造からの自立化のための取組に対し、連携体構築に係るソフト事業、共同受注用の生産工程管理システムの構築・設備導入・展示会出展等の費用の一部を補助する。

⑥中小企業取引適正化対策事業委託費

5. 5億円

(ア) 下請かけこみ寺

全国48箇所に設置した「下請かけこみ寺」において、下請取引に係る各種相談への対応や、裁判外紛争解決(ADR)手続による問題解決を図るとともに、下請適正取引等の推進のためのガイドラインの普及啓発等を実施する。本事業を全国規模で実施するに当たっては、中小企業へのサービスを徹底するため、下請取引に専門的知見を有する各都道府県の下請企業振興協会等との連携を図る。

(イ) 下請取引改善事業

下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)の違反を未然に防止する観点から、親事業者の調達担当者等を対象とした講習会を実施する。

(ウ) 官公需情報提供事業

国、独立行政法人等がホームページで公開している発注情報を自動検索で収集、データベース化し、中小企業が自らのニーズ(地域別、発注品目別等)に合わせて絞り込むことで、簡易に発注情報を入手できる「官公需ポータルサイト」の運営や、発注事例や受注事例の中から他のモデルとなる事例を収集し、他の発注者や受注者に情報提供を行う。

(5) 創業・事業承継の促進

①創業・第二創業促進補助金

50.4億円(26年度補正)

7.6億円(27年度当初)(新規)

(ア) 創業者等支援事業

新たに創業される方及び事業承継を契機に既存事業を廃業し、新分野に挑戦する等の第二創業を行う方に対し費用の一部を支援する。

(イ) 創業支援事業者支援事業

産業競争力強化法における創業支援事業者が、認定創業支援事業計画に基づき行う創業支援の取組を支援する。

②地域創業促進支援委託事業

4.4億円の内数

全国で「創業スクール」を開催し、創業予備軍の掘り起こしをはじめ、創業希望者の基本的知識の習得からビジネスプランの策定までの支援を実施する。

③中小企業再生支援協議会事業のうち事業引継ぎ支援事業

44.8億円の内数（再掲）

後継者不在等の問題を抱える中小企業・小規模事業者の事業引継ぎや事業承継の促進・円滑化を図るために、課題の解決に向けた適切な助言、情報提供及びマッチング支援等をワンストップで行う。

④中小企業新陳代謝円滑化普及事業

23.9億円の内数（26年度補正）

中小企業・小規模企業の経営者の新陳代謝を促進するため、新陳代謝にかかる施策等の講習会・説明会の開催、個別相談員の派遣等を行う。

(6) 被災地の復旧・復興

①中小企業組合等共同施設等災害復旧事業

400.0億円

中小企業等グループの復興事業計画に基づく施設復旧等を支援する。その際、従前の施設復旧等では、事業再開や継続、売上回復が困難な場合、これに代えて、新分野需要開拓等を見据えた新たな取組(新商品製造ラインへの転換や市場調査等)を支援する。

②産業復興相談センターにおける再生支援の継続

被災各県の中小企業再生支援協議会の体制を拡充して設置した産業復興センターにおいて、引き続き被災事業者からの相談等に応じるとともに、必要に応じて、再生に向けた事業計画の策定支援等も行う。

③特別相談窓口等の継続

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、中小機構及び経済産業局に設置している特別相談窓口において、被災中小企業者等からの経営・金融相談等にきめ細かく対応する。

④中小企業電話相談ナビダイヤルの継続

どこに相談したらよいか困っている中小企業・小規模事業者のために、一つの電話番号で最寄りの経済産業局につながる「中小企業電話相談ナビダイ

ヤル」を設置。

IV. 都道府県の事業

1. 事業の実施体制

都道府県においては、国との緊密な連携と適切な役割分担の下で積極的に事業の実施に努めるとともに、よろず支援拠点や地域の認定支援機関、商工会・商工会議所等との十分な連携のもとに地域の経済及び実情を踏まえた支援措置の効果を最大限発揮するよう事業の実施に努めることが期待される。加えて、その効果をより確実なものとするため、国の事業との相乗効果を図りつつ、以下に例示する支援事業等の実施や、中小企業・小規模事業者に対する適切な支援が確保されるよう必要な予算の確保に加え、各種支援策のさらなる周知に努めることを期待する。特に、都道府県等の裁量により実施される地域住民生活等緊急支援のための交付金事業により、地方の消費の喚起、「しごと」と「ひと」の好循環作りの実現が、各地方の実情に応じて的確に進められることを期待する。

2. 事業の概要

(1) 地域の中小企業・小規模事業者の活性化

①地域住民生活等緊急支援のための交付金の活用

物価動向や消費に関する地域の実情に配慮しつつ、地域の消費の喚起など景気の脆弱な部分にスピード感を持って的確な対応をすること、及び仕事づくりなど地方が直面する構造的な課題への実効ある取組を通じて地方の活性化を促す事業。国から推奨された施策などを例示として参考にして、都道府県等の裁量により様々な事業を組み合わせ、地域の実情に応じて判断し、事業を実施する。

②都道府県中小企業支援センター事業

都道府県中小企業支援センターが実施する、中小企業・小規模事業者の抱える専門的な経営課題解決のための相談事業、専門家派遣事業、情報提供等事業、研修事業等。

③中小企業・小規模事業者及び支援機関の人材確保・育成支援

(ア) 支援人材能力開発事業

地域における中小企業支援機関の支援担当者の能力強化に係る研

修事業。

(イ) その他中小企業・小規模事業者の人材確保・育成に係る支援事業。

④中小企業連携組織対策事業

組合等の活性化に資する事業を円滑かつ効果的に実施するため、都道府県中央会指導員等の人材育成事業や各組合等の実施している取組事例、官公需に関する情報等を収集・加工し、各組合等に広く情報提供する事業。

⑤その他の経営基盤の強化に資する事業

その他、地域の実情に応じ、必要となる支援事業。

(2) イノベーションの推進及び創業・事業承継の促進

①経営革新支援事業

中小企業の経営革新を促進するため、中小企業新事業活動促進法に基づき、経営革新計画の承認を受けた中小企業・小規模事業者等が当該計画に従って行う経営革新の取組を支援する事業。

②公設試験研究機関

地域の振興に資する競争力のある自立した中小企業の育成を目指し、地域産業や企業が抱える課題やニーズを把握し、研究開発、試験分析、技術相談などを通じて、その解決を支援。

③その他の経営の革新や新事業展開、創業への支援事業

その他、地域の実情に応じ、地域資源活用、農商工連携などの新たな事業の取組に加え、海外展開に挑戦する中小企業・小規模事業者に対する支援や創業者の段階に応じた支援事業。

(3) 小規模事業者に焦点を当てた施策の展開

①中小小売商業の振興支援

(ア) 商店街振興組合指導事業

都道府県商店街振興組合連合会が各商店街振興組合等に対し指導等を行う事業。

(イ) その他の中小小売商業の振興に係る支援事業。

②経営改善普及事業

全国の商工会、商工会議所及び都道府県商工会連合会が実施する、小規模事業者からの様々な相談に対するきめ細かな対応や、ニーズに応じた専門家の派遣、若手後継者等の人材育成の推進など、小規模事業者の経営改善や経営革新を支援するための事業。

③その他小規模事業者の経営力向上等に対する支援事業。

(4) 消費税転嫁対策を含む中小企業・小規模事業者の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化

①消費税転嫁に関する情報受付窓口設置

消費税転嫁対策特別措置法に違反する行為の防止及び是正を徹底するため、違反行為に関する情報の収集や事業者に対する指導または助言等を行う事業。

②経営安定特別相談事業

経営の危機に直面した中小企業・小規模事業者の円滑な問題解決を図るため、全国の都道府県商工会連合会及び主要商工会議所に「経営安定特別相談室」を設置し、中小企業・小規模事業者からの相談に応じる体制を整備する事業。

③その他の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化に資する事業

その他、地域の実情に応じ、中小企業・小規模事業者の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化のために必要となる事業。

V. 独立行政法人中小企業基盤整備機構の事業

1. 事業の実施体制

中小機構は、第三期中期目標（平成26年2月28日付け財務大臣及び経済産業大臣指示）に基づき、お客様重視を第一とし、地域本部をはじめとした広域的な中小企業・小規模事業者支援の実施体制を整備する。

また、地域支援機関等との連携・協働を一層強め、中小企業・小規模事業者の経営課題に即応した切れ目のない支援を提供していく体制を構築する。

2. 事業の概要

中小機構が行う平成27年度の各支援事業は、上記の観点を踏まえて、以下のとおり実施する。

(1) イノベーションの推進

①地域支援機関連携強化事業

中小企業・小規模事業者の全国的な支援体制を強化するため、機構の知見とノウハウを結集し、地域支援機関等への施策情報等の提供、支援上の課題への相談・助言、優れた支援事例や支援ノウハウの収集・提供、国の政策課題に対応した支援能力を向上させるための専門家等に対する研修、地域レベル・全国レベルでの地域支援機関等の連携の促進等を行う。

②認定経営革新等支援機関支援協力業務

認定支援機関が抱える支援上の課題等に対して、専門家による助言、情報提供のほか必要な協力業務を行う。

具体的には、中小機構の各地域本部での専門家等による窓口相談や出張相談のほか、中小機構の多様な支援ツールを活用した支援を行う。

③地域中小企業普及啓発事業

中小企業施策情報、先進的な企業の事例情報等、中小企業・小規模事業者、都道府県や地域支援機関等の支援担当者等にとって必要な情報をワンストップで提供する中小企業ビジネス支援サイト(J-Net21)を運営する。加えて、中小企業・小規模事業者の経営課題の解決や、支援ノウハウ提供のための調査研究等を行い、得られた成果等の啓発・普及を図る。また、施策浸透フォーラム等の開催を通じ、中小企業・小規模事業者に対して支援施策の浸透を図る。

④養成研修事業

中小機構は、中小企業大学校等を活用し、経営課題における解決能力の向上を目指す経営者等や、質の高い助言が行える支援人材を育成するため、以下の研修を実施する。

(ア) 経営者等向け研修

企業経営者や経営幹部等を対象に座学による講義に加え、自社の経営データを持ち寄った経営課題の解決策や製造業における現場改善実習といった実践的な研修を実施する。

特に、経営管理者や後継者等を対象とした他の研修機関では実施が困難な長期研修及び政策要請の高い研修に重点を置く。

(イ) 支援人材向け研修

都道府県や地域支援機関の職員等に対し、中小企業・小規模事業者の経営診断実習や中小企業・小規模事業者の多種多様な事例を活用した演習等に重点をおいた実践的な研修を実施する。

⑤高度化事業

中小企業・小規模事業者が共同して経営基盤の強化や事業環境の改善を図るために組合等を設立して実施する事業や、第三セクター、地方公共団体、商工会等が中小企業・小規模事業者を支援するために実施する事業に対して、事業計画について都道府県及び中小機構が診断・助言を行うとともに、施設整備に必要な資金を都道府県と中小機構が財源を出し合い長期・低利の融資を行う。

また、既に融資を実行した組合、組合員等に対しては、事業目的の達成や財務状況の改善を支援するため、相談、助言、アドバイザー派遣等により、積極的な経営支援を行う。

なお、平成27年度においては、創業又は小規模企業者等の経営の革新を図るための設備導入を支援する事業を行う都道府県の中小企業支援センターに対し、都道府県と中小機構が財源を融資する事業を創設する。

⑥創業・新事業創出等支援事業等

女性・若者等の創業者及び創業を支援する地域支援機関等に対する相談・助言、支援施策等に関する情報提供、支援ネットワークの構築支援等を行う。

中小企業・小規模事業者の新事業活動を効果的・効率的に支援するため、地域支援機関等と緊密な連携を図りながら、地域本部等が、農商工連携促進法、地域資源活用促進法、中小企業新事業活動促進法に係る事業活動に取り組む中小企業・小規模事業者に対して計画策定から販路開拓まで一貫した支援を行うとともに、ものづくり分野の高度な技術の事業化、広域的な販路開拓や海外展開など高度な専門性を要する経営課題を抱える中小企業・小規模事業者に対して課題解決に向けた経営支援を行う。

また、中小企業・小規模事業者の販路開拓等を支援するため、首都圏等を中心とした全国規模の商談会等、ビジネスマッチングの場を提供するとともに、新商品等についての市場調査、バイヤー等への情報提供等を行うほか、インターネットを活用した販路開拓支援に取り組む。

さらに、中小企業・小規模事業者の海外展開支援（海外進出、国際取引等）については、海外展開を図る上で生じる経営課題を解決するために有益な情報提供、アドバイス等を実施するほか、地域支援機関や金融機関と連携し、セミナーや個別相談会等を全国で開催する。加えて、海外展開を目指す中小

企業・小規模事業者に対して、事業可能性調査（F/S）支援、国内外の展示会出展支援、Webサイトの活用等海外販路開拓支援等を行うとともに、日本の中小企業・小規模事業者のパートナーとなるような海外企業との商談会等を開催することで、中小企業・小規模事業者の海外展開を後押しする。

⑦ インキュベーション事業

新製品・新技術の研究開発や新分野への進出を目指す中小企業・小規模事業者を対象とし、インキュベーション施設の運営を行うとともに、地域支援機関等と連携を図り、インキュベーション・マネージャー等が事業化に向けた支援を実施する。

(2) 小規模事業者に焦点を当てた施策の展開

① 中心市街地商店街等活性化支援事業

中心市街地活性化の推進に当たり、その中心的な役割を果たすことが期待される中心市街地活性化協議会における課題の検討、ネットワーク化の推進等について、中小機構に設置する中心市街地活性化協議会支援センターを中心とした支援を行う。また、中心市街地活性化協議会等が行う中心市街地における商業活性化の取組を支援するため、中小機構における専門的ノウハウを活用し、商業活性化に関する計画等の診断・サポートを行う。

② 中小企業・小規模事業者再生支援事業

各都道府県の商工会議所等に設置されている中小企業再生支援協議会を支援するため、中小企業再生支援全国本部（以下、本項において「全国本部」という。）を設置している。

支援に当たっては、協議会による中小企業・小規模事業者支援の拡大及び質の向上を図るため、協議会における個別の中小企業再生案件に係るアドバイスや公認会計士等の専門家の派遣等を行うほか、協議会及び経営改善支援センター（以下「支援センター」という。）の活動の分析や業務標準化、関係機関等のネットワーク構築等を実施することにより、協議会をサポートし、地域の中小企業・小規模事業者の再生を総合的に支援する。

また、全国本部において、協議会と十分協議の上、中小企業・小規模事業者からの相談対応、再生計画策定支援等を行う。

加えて、協議会に設置した支援センターを通して経営改善計画策定支援事業を実施する。具体的には、中小企業・小規模事業者が自らでは経営改善計画を策定することが難しいケースが多いため、公認会計士や税理士等の支援人材（認定支援機関）が同計画の策定を支援していくことが求められており、

当該経営改善計画の策定費用等について、支援センターを通じた費用負担を実施するとともに、支援センターにおける支援人材の確保と支援体制の構築を支援する。この経営改善計画策定支援事業に関しては、平成26年度末までとされていた申請期限が撤廃されたことから、平成27年度においても一層の利用促進を図る。

そのほか、弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士等の専門家に対し、再生支援のノウハウ習得のための研修やセミナーを開催するほか、協議会の業務に携わる者に対する実践的な研修を行う。

③中小企業・小規模事業者への事業承継・引継ぎ支援事業

中小企業・小規模事業者の経営者の高齢化に伴い、今後、多くの中小企業・小規模企業の経営者が世代交代の時期を迎えることが見込まれており、次世代へのバトンタッチを促すため、課題を抱える中小企業・小規模事業者への啓発普及等を積極的に取り組む。

具体的には、事業承継、事業引継ぎ、経営者保証等の経営課題解決に向けたセミナー等を実施する。

また、各地の事業引継ぎ支援センター等と連携し、売り手中小企業と買い手企業とのマッチングを行うデータベースを構築し、広域マッチング等の支援及び同センターの新規設立支援等を行う。

加えて、同センター等の支援能力を向上させるため専門家等に対して、事業引継ぎに係る支援のノウハウ習得のための研修を行う。

(3) 東日本大震災からの復旧・復興に関する事業

東日本大震災で被災した地域及び中小企業・小規模事業者の本格的な復興の加速と福島再生に貢献する。具体的には、被災地域において、事業活動再開を希望する複数の中小企業者・小規模事業者が入居する仮設施設の整備や仮設施設の移設・撤去等に係る支援を実施する。

また、被災地域の地方公共団体・地域支援機関や被災中小企業・小規模事業者に対して専門家を派遣し、地域経済の再生、まちづくりに向けた再建計画の策定や中小企業・小規模事業者の事業再建等の支援を行う。

加えて、機構の支援ツールを活用し、被災中小企業・小規模事業者の販路開拓を支援する。

その他、東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者等を対象とする被災中小企業施設・設備支援事業や特定地域中小企業特別資金などの被災県の貸付事業への支援に加えて、二重債務問題への対応に当たっては、債権買取等を行う「産業復興機構」への出資等を通じて、被災中小企業・小規模事業者の支援を行う。